

吹田市高齢者生活支援体制整備協議会の会議の傍聴に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、吹田市高齢者生活支援体制整備協議会の会議（以下「会議」という。）の傍聴（オンラインの傍聴を含む。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴)

第2条 会議の傍聴は、原則としてこれを認めるものとする。ただし、次のいずれかに該当するときは、会議の傍聴を認めないことができる。

- (1) 会議において吹田市情報公開条例（平成14年吹田市条例第10号）第7条各号に掲げる情報について意見等を聴取する場合
- (2) 会議の傍聴を認めることにより、公正・円滑な議事運営が著しく阻害され、会議の目的が達成できないと認められる場合

(傍聴席の区分)

第3条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席とする。

(傍聴数の上限)

第4条 一般席で傍聴できる人数は、5名以内とする。ただし、必要と認める場合は、当該人数を超えて傍聴させることができる。

2 オンラインで傍聴できる数は、5件以内とする。ただし、オンラインの傍聴申込件数が、会議の開催日の3日前に5件を超えた場合は、当該件数を超えて傍聴させることができる。

(一般席の傍聴の手続)

第5条 一般席の傍聴の手続きは、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 傍聴の受付は、原則として会議の開催時刻の15分前から開催時刻までの間に行うものとする。
- (2) 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所及び氏名を傍聴希望者受付票（様式第1号）に記入しなければならない。

(オンラインの傍聴の手続)

第6条 オンライン傍聴の手続きは、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 傍聴の受付は、原則として会議の開催日の3日前までに行うものとする。
- (2) 会議を傍聴しようとする者は、所定の方法で自己の住所及び氏名を事務局に連絡しなければならない。

2 事務局は前項の連絡があったときは、傍聴しようとする者の住所、氏名及びメールアドレスをオンライン傍聴希望者受付票（様式第2号）に記入する。

（傍聴することができない者）

第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びている者
- (2) 掲示板、プラカード、旗、のぼり等を携帯している者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすと認められる者

（傍聴者の守るべき事項）

第8条 傍聴者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と賛否の意見を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てないこと。
- (3) 鉢巻を着用しないこと。
- (4) 飲食をしないこと。
- (5) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (6) 携帯電話を使用しないこと。
- (7) 撮影、録画又は録音をしないこと。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、会議の妨害となる行為をしないこと。

（会議資料の閲覧）

第9条 会議の資料は、傍聴者の閲覧に供するものとする。ただし、吹田市情報公開条例第7条各号に掲げる情報に該当するものについては、この限りではない。

（事務局の職員の指示）

第 10 条 傍聴者は、事務局の職員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第 11 条 傍聴者がこの要領に違反するときは、事務局の職員はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(その他の措置)

第 12 条 福祉部長は、傍聴者について臨機の措置をとることができる。

附 則

この要領は、令和 3 年 6 月 18 日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

傍聴希望者受付票

ふりがな	
あなたのお名前	
あなたの御住所	

会議の傍聴者の定員は、5人です。傍聴希望者が定員を超える場合は、受付時間（会議の開催時刻の15分前から開催時刻までの間）に受け付けた方を対象に協議会の意見を聴いて事務局が定めます。

受付番号

--

傍聴希望者受付票（控）

受付番号

--

次に該当する方は、会議を傍聴することができません。

- (1) 酒気を帯び他人に迷惑を及ぼすと認められる人
- (2) 掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている人
- (3) 上記のほか、会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすと認められるものを持っている人。

様式第2号（第6条関係）

オンライン傍聴希望者受付票

ふりがな	
氏名	
住所	
メールアドレス	

受付番号

--